

設計図書に対する質問の回答書

令和 8 年 9 月 10 日

入札参加業者 各位

東 広 島 市 長

工事（業務）名		令和 8 年度 東広島市下水道事業 管路施設点検調査業務（東 08-1）
工事（業務）場所		東広島市西条町一円
工事（業務）担当課		下水道施設課
質 問 事 項	①標準仕様書 P4.（10）点検・調査工について、調査時に調査予定区間の一部が調査不可能であることが判明した場合の対応方法についてご教示ください。 ②標準仕様書 P3.（3）ロ.に記載されている黒板について、点検時に撮影したすべての写真に黒板を入れる必要があるのか、それとも報告書に掲載する代表写真のみを対象としているのか、ご教示ください。 ③入札公告の「4 業務概要」及び「本工事費 内訳表」に本管ドローンカメラが記載されている場合、 標準仕様書 P5. 第 3 章. 3. 1. の （ニ）テレビカメラによる調査 （ホ）管口カメラによる調査 （ヘ）マンホール蓋の点検 について、ドローンカメラ等のスクリーニング調査機器を使用して管内調査を行う際の実施の可否をご教示ください。	

回 答	①当該業務において調査予定区間の調査は可能であるものと想定している。調査予定区間の一部が調査不可能であると判明した場合、その調査不可能な区間に関しては契約後、調査職員との別途協議によって判断する。 ②標準仕様書 P3 . (3) (ロ) については報告書に掲載する代表写真のみを対象として想定している。報告書に掲載するその他の写真については撮影箇所、撮影対象の明示を行うこと。 ③当該業務は (ニ)、(ホ)、(ヘ) マンホール蓋の点検については実施を見込んでいない。
----------------	--

注 質問に対する回答は、入札公告に定める時期及び方法において閲覧に供する。